

平成 27 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	平成27年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 2 号	平成27年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	12
議案第 3 号	平成27年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	17
議案第 4 号	平成27年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	21
議案第 5 号	平成27年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	25
議案第 6 号	平成27年度盛岡市介護保険費特別会計予算	30
議案第 7 号	平成27年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	35
議案第 8 号	平成27年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	38
議案第 9 号	平成27年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	41
議案第 10 号	平成27年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	44
議案第 11 号	平成27年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算	47
議案第 12 号	平成27年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号	平成27年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	平成27年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 15 号	盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例について	50
議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	52
議案第 17 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の 整備に関する条例について	53
議案第 18 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	55
議案第 19 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	60
議案第 20 号	盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例及び盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する 条例について	61
議案第 21 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	63
議案第 22 号	盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	64
議案第 23 号	盛岡市暴力団排除条例について	66
議案第 24 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	69
議案第 25 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	70
議案第 26 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	71
議案第 27 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	73
議案第 28 号	盛岡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について	75
議案第 29 号	盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について	76

議案第 30 号	盛岡市アイスリンクの管理を行う指定管理者の指定について……………77
議案第 31 号	包括外部監査契約の締結について……………78
議案第 32 号	盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について……………79
議案第 33 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………別紙

議案第 1 号

平成27年度盛岡市一般会計予算

平成27年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,330,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 41,576,909
	1 市民税	20,425,302
	2 固定資産税	16,410,141
	3 軽自動車税	467,398
	4 市たばこ税	2,185,277
	5 入湯税	55,967
	6 都市計画税	2,032,824
2 地方譲与税		812,682
	1 地方揮発油譲与税	256,641
2 自動車重量譲与税		556,041
3 利子割交付金		58,644
	1 利子割交付金	58,644
4 配当割交付金		134,395
	1 配当割交付金	134,395
5 株式等譲渡所得割交付金		34,261
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,261
6 地方消費税交付金		5,058,594
	1 地方消費税交付金	5,058,594
7 ゴルフ場利用税交付金		27,590

款	項	金額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,590
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		122,624
	1 自動車取得税交付金	122,624
10 地方特例交付金		165,859
	1 地方特例交付金	165,859
11 地方交付税		16,653,406
	1 地方交付税	16,653,406
12 交通安全対策特別交付金		79,524
	1 交通安全対策特別交付金	79,524
13 分担金及び負担金		1,706,403
	1 負担金	1,701,431
	2 分担金	4,972
14 使用料及び手数料		1,793,753
	1 使用料	1,260,922
	2 手数料	475,393
	3 証紙収入	57,438
15 国庫支出金		19,999,782

款	項	金額
		千円
	1 国庫負担金	13,908,286
	2 国庫補助金	6,029,338
	3 委託金	62,158
16 県支出金		6,790,726
	1 県負担金	3,081,797
	2 県補助金	3,087,997
	3 委託金	620,932
17 財産収入		300,595
	1 財産運用収入	145,724
	2 財産売却収入	154,871
18 寄附金		1,301
	1 寄附金	1,301
19 繰入金		1,806,625
	1 特別会計繰入金	16,078
	2 基金繰入金	1,790,547
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,423,459
	1 延滞金, 加算金及び過料	123,823

款	項	金額
	2 市預金利子	千円 4,357
	3 貸付金元利収入	434,391
	4 受託事業収入	12,736
	5 雑入	848,152
22 市債		12,782,866
	1 市債	12,782,866
歳	入	合 計 111,330,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 721,484
	1 議会費	721,484
2 総務費		12,665,560
	1 総務管理費	10,327,188
	2 徴税费	1,203,286
	3 戸籍住民基本台帳費	583,225
	4 選挙費	266,232
	5 統計調査費	201,581
	6 監査委員費	84,048
3 民生費		41,720,825
	1 社会福祉費	17,289,887
	2 児童福祉費	16,010,323
4 衛生費	3 生活保護費	8,420,615
		8,064,645
	1 保健衛生費	1,445,306
	2 清掃費	3,630,197
5 労働費	3 保健所費	2,989,142
		229,993
	1 労働諸費	229,993

款	項	金額
6 農林費		千円 2,814,877
	1 農業費	2,331,157
	2 林業費	483,720
7 商工費		1,223,603
	1 商工費	1,223,603
8 土木費		17,170,570
	1 土木管理費	235,956
	2 道路橋りよう費	4,730,503
	3 河川費	609,849
	4 都市計画費	9,850,816
	5 住宅費	1,743,446
9 消防費		3,541,258
	1 消防費	3,541,258
10 教育費		10,063,674
	1 教育総務費	787,450
	2 小学校費	4,219,356
	3 中学校費	1,948,896
	4 高等学校費	701,779
	5 幼稚園費	402,692

款	項	金額
	6 社会教育費	千円 1,819,121
	7 保健体育費	184,380
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		13,063,510
	1 公債費	13,063,510
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		111,330,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給 についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成47年度	年 0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給 についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成36年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
仁王地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成29年度	2,986万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南体育館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成31年度	6,235万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市アイスリンクの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成30年度	1億 1,762万円に物価変動等による増減額を加算した額
築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成31年度	6,446万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立土淵児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	2,765万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市産学官連携研究センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成31年度	6,625万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市岩手公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成31年度	1億 470万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成31年度	5,391万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡地区広域土地開発公社が市の委託により行う史跡志波城跡用地取得事業についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成30年度	用地取得費 5,859万円並びにこれに必要とする事務費, 諸経費及び利子の額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	4,519,766	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成27年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
アイスリンク整備事業債	1,136,300			
総合アリーナ 整備事業債	89,000			
浜民運動公園整備事業債	170,800			
浜民運動公園総合体育館 耐震補強事業債	4,300			
(仮称)みたけ老人福祉 センター建設事業債	55,900			
上水道安全 対策事業出資債	113,000			
患者輸送バス更新事業債	8,000			
廃棄物処理施設 設備機器整備事業債	15,500			
農村整備事業債	65,000			
林道整備事業債	29,700			
公有林整備事業債	35,000			
桜の里整備事業債	62,300			
地方道路等整備事業債	2,525,000			
道路整備事業債	293,300			
都市再生整備 計画事業債	131,000			
高齢者・障がい者にやさ しいみちづくり事業債	98,600			
急傾斜地崩壊 対策事業債	4,500			
河川整備事業債	227,600			
公園整備事業債	424,600			
公営住宅建設事業債	616,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業債	60,400			
向中野小学校施設整備事業債	15,300			
土淵小・中一貫教育導入施設整備事業債	462,200			
城東中学校校舎改築事業債	27,600			
耐震補強事業債	854,500			
プール改修事業債	58,500			
巻堀中学校施設整備事業債	546,700			
仙北中学校施設整備事業債	37,800			
城西中学校屋内運動場改築事業債	32,100			
志波城跡保存整備事業債	17,900			
(仮称)見前南地区公民館整備事業債	21,200			
盛岡南新都市整備事業債	6,300			
林道災害復旧事業債	1,300			
道路橋りょう災害復旧事業債	4,600			
河川災害復旧事業債	11,100			
計	12,782,866			

議案第 2 号

平成27年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成27年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 3,390
	1 分担金	2,790
	2 負担金	600
2 使用料及び手数料		5,856
	1 使用料	5,855
	2 手数料	1
3 国庫支出金		6,856
	1 国庫補助金	6,856
4 繰入金		1,926
	1 一般会計繰入金	1,926
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		277
	1 延滞金	1
	2 雑入	276
7 市債		13,800
	1 市債	13,800
歳入合計		32,106

歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽整備費		千円 24,177
	1 公設浄化槽整備費	24,177
2 公設浄化槽管理費		6,134
	1 公設浄化槽管理費	6,134
3 公債費		1,795
	1 公債費	1,795
歳 出 合 計		32,106

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公設浄化槽排水設備普及資金借受者に 対する利子補給についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成33年度	公設浄化槽排水設備普及資金融資額に 対する年利10%以内の利子補給額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設浄化槽事業債	13,800	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成27年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	13,800			

議案第 3 号

平成27年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成27年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 531,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成33年度	排水設備普及資金融資額に対する年利10%以内の利子補給額

議案第 4 号

平成27年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成27年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 12,862
	1 一般会計繰入金	12,862
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		59,899
	1 貸付金元利収入	55,362
	2 雑入	4,537
4 市債		3,012
	1 市債	3,012
歳 入	合 計	75,774

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 75,774
	1 貸付費	59,684
	2 貸付事務費	16,090
歳 出 合 計		75,774

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	3,012	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成27年度	無利子	母子及び父子並びに 寡婦福祉法（昭和39年 法律第 129号）第37条 第 2 項、第 4 項及び第 6 項に定めるところに より償還する。
計	3,012			

議案第 5 号

平成27年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成27年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,625,547千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,640,628
	1 国民健康保険税	5,640,628
2 使用料及び手数料		4,202
	1 手数料	4,200
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		6,699,033
	1 国庫負担金	4,851,369
	2 国庫補助金	1,847,664
4 療養給付費交付金		1,022,380
	1 療養給付費交付金	1,022,380
5 前期高齢者交付金		7,309,787
	1 前期高齢者交付金	7,309,787
6 県支出金		1,292,437
	1 県負担金	188,482
	2 県補助金	1,103,955
7 共同事業交付金		7,481,895
	1 共同事業交付金	7,481,895
8 財産収入		203
	1 財産運用収入	203

款	項	金額
9 繰入金		千円 2,088,507
	1 一般会計繰入金	1,958,507
	2 基金繰入金	130,000
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		86,473
	1 延滞金, 加算金及び過料	71,600
	2 雑入	14,873
歳 入	合 計	31,625,547

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 454,304
	1 総務管理費	267,051
	2 徴税費	186,574
	3 運営協議会費	679
2 保険給付費		19,060,275
	1 療養諸費	16,922,320
	2 高額療養費	2,034,031
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	89,922
	5 葬祭諸費	12,000
	6 医療費助成費	2,000
3 後期高齢者支援金		3,373,360
	1 後期高齢者支援金	3,373,360
4 前期高齢者納付金		1,974
	1 前期高齢者納付金	1,974
5 老人保健拠出金		131
	1 老人保健拠出金	131
6 介護納付金		1,460,738
	1 介護納付金	1,460,738

款	項	金額
7 共同事業拠出金		千円 6,975,118
	1 共同事業拠出金	6,975,118
8 保健事業費		261,235
	1 保健事業費	261,235
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		27,411
	1 償還金及び還付加算金	27,411
11 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出 合 計		31,625,547

議案第 6 号

平成27年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成27年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,720,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 5,088,377
	1 介護保険料	5,088,377
2 使用料及び手数料		671
	1 手数料	670
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		5,224,030
	1 国庫負担金	3,940,316
	2 国庫補助金	1,283,714
4 支払基金交付金		6,041,536
	1 支払基金交付金	6,041,536
5 県支出金		3,114,201
	1 県負担金	3,044,034
	2 県補助金	70,167
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		3,250,367
	1 一般会計繰入金	3,250,367
8 繰越金		5
	1 繰越金	5

款	項	金額
9 諸収入		千円 974
	1 延滞金, 加算金及び過料	100
	2 雑入	874
歳	入	合 計
		22,720,162

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 446,949
	1 総務管理費	262,551
	2 徴収費	35,832
	3 介護認定審査会費	146,856
	4 趣旨普及費	1,710
2 保険給付費		21,490,305
	1 介護サービス等諸費	19,036,999
	2 介護予防サービス等諸費	1,106,966
	3 その他諸費	26,906
	4 高額介護サービス等費	395,147
	5 高額医療合算介護サービス等費	61,330
	6 特定入所者介護サービス等費	862,957
3 地域支援事業費		375,125
	1 介護予防事業費	87,097
	2 包括的支援事業・任意事業費	288,028
4 基金積立金		402,759
	1 基金積立金	402,759
5 諸支出金		4,024
	1 償還金及び還付加算金	4,024

款	項	金額
6 予備費		千円 1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		22,720,162

議案第 7 号

平成27年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成27年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,864,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,352,591
	1 後期高齢者医療保険料	2,352,591
2 使用料及び手数料		533
	1 手数料	533
3 繰入金		504,419
	1 一般会計繰入金	504,419
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,913
	1 延滞金, 加算金及び過料	701
	2 償還金及び還付加算金	6,100
	3 雑入	112
歳入	合計	2,864,457

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 44,265
	1 総務管理費	11,122
	2 徴收費	33,143
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,813,092
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,813,092
3 諸支出金		6,100
	1 償還金及び還付加算金	6,100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,864,457

議案第 8 号

平成27年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成27年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,630,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 640,912
	1 使用料	640,911
	2 手数料	1
2 繰入金		730,470
	1 一般会計繰入金	730,470
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		259,548
	1 雑入	259,548
歳 入 合 計		1,630,931

歳 出

款	項	金 額
1 市場総務費		千円 584,593
	1 市場管理費	584,593
2 公債費		1,045,838
	1 公債費	1,045,838
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,630,931

議案第 9 号

平成27年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成27年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,438千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 12,018
	1 財産運用収入	12,018
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		99,419
	1 貸付金元利収入	99,419
歳 入	合 計	111,438

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 18,022
	1 管理事務費	18,022
2 公債費		93,416
	1 公債費	93,416
歳 出 合 計		111,438

議案第 10 号

平成27年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成27年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,677

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677

議案第 11 号

平成27年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成27年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		704

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳 出 合 計		704

議案第 15 号

盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例について
盛岡市行政手続条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例

盛岡市行政手続条例（平成 8 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第30条～第34条）」を
「第 4 章 行政指導（第30条～第34条の 2）」
第 4 章の 2 処分等の求め（第34条の 3）」
に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、
同条第 6 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項と
し、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可
等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を
示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 4 章中第34条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例
（市の条例及び岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例により
市が処理することとされた事務について規定する県の条例をいう。以下この条及び次条において
同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定す
る要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、
当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導
がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限
りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容

- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認める理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に準じ、行政指導の方式を改めるとともに、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めについて定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,480人」を「1,498人」に、「106人」を「114人」に、「211人」を「220人」に、「73人」を「76人」に、「247人」を「240人」に、「54人」を「53人」に、「2,306人」を「2,328人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 17 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
とおり定めるものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例

(盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条中「区長」の次に「, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162
号)の規定により任命された教育長」を加え, 「選任された地方公営企業」を「任命された地方
公営企業」に改める。

第4条の表区長の項の次に次のように加える。

教育長	721,000円以内で市長が定める額
-----	--------------------

第7条第1項の表区長の項の次に次のように加える。

教育長	100分の25
-----	---------

附則第28項中「選任した」を「選任し, 又は任命した」に改め, 「監査委員」の次に「, 教育
長」を加える。

(盛岡市旅費条例の一部改正)

第2条 盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「区長」の次に「, 教育長」を加える。

(盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部
を次のように改正する。

別表中	教育委員会	委員長	月額 119,800円	を	教
		委員	月額 94,800円		

育委員会 委員 月額 94,800円 に改める。

(盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

第4条 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「区長」の次に「，教育長」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（盛岡市教育長の給与等に関する条例の廃止）
- 2 盛岡市教育長の給与等に関する条例（平成4年条例第84号）は、廃止する。
（盛岡市教育長の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、前項の規定による廃止前の盛岡市教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
（盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例第2条、第4条、第7条第1項及び附則第28項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例第2条、第4条、第7条第1項及び附則第28項の規定は、なおその効力を有する。
（盛岡市旅費条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の盛岡市旅費条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の盛岡市旅費条例別表の規定は、なおその効力を有する。
（盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。
（盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、関係する条例の規定の整備をしようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について
盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例
盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。
別表 8 の項の右欄を次のように改める。

次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積，確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては，当該増加する部分の床面積）に相当する面積，建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転，修繕，模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積，確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。）の区分に応じ，それぞれ次に定める金額

- (1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 8,000円
- (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以下の場合 1万 4,000円
- (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が 100平方メートルを超え 200平方メートル以下の場合 2万 1,000円
- (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートルを超え 500平方メートル以下の場合 2万 7,000円
- (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の場合 4万 8,000円
- (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の場合 6万 8,000円
- (7) 申請又は通知に係る床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 1万平方メートル以下

の場合 20万円

(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の
場合 32万円

(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円

別表8の2の項の右欄を次のように改める。

次に掲げる申請又は通知に係る床面積（建築物を増築し、又は改築する場合（認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合を除く。）にあつては当該増築又は改築に係る部分の床面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあつては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に相当する面積、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合を除く。）にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 4,000円

(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場
合 7,000円

(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の
場合 1万1,000円

(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の
場合 1万4,000円

(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下
の場合 2万4,000円

(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以
下の場合 3万4,000円

(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下
の場合 10万円

(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の
場合 16万円

(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 31万円

別表10の項から12の項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表13の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表14の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第18条第24項第1号」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加え、「仮使用の承認」を

「認定」に、「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に改め、同表65の11の項を次のように改める。

65の11 削除		
----------	--	--

別表65の12の項中「7,000円」を「7,000円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の評価書（設計された住宅に係るものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しの提出がある場合にあっては1万7,000円」に、「1万3,000円」を「1万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては6万1,000円」に、「2万3,000円」を「2万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては9万7,000円」に、「3万3,000円」を「3万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては18万1,000円」に、「6万1,000円」を「6万1,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては30万9,000円」に、「10万4,000円」を「10万4,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては47万5,000円」に、「17万1,000円」を「17万1,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては86万4,000円」に、「21万円」を「21万円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては117万7,000円」に、「22万4,000円」を「22万4,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては142万4,000円」に、「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1」を「同項の右欄」に改め、「（申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、65の11の項右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額を加算した額）」を削り、同表65の13の項中「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1の(2)」を「65の12の項の右欄1の(2)」に、「第6条第2項」を「第8条第2項において準用する同法第6条第2項」に改め、同表65の14の項の右欄を次のように改める。

次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額
(2) 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。）に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額

別表65の15の項中「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1」を「同項の右欄」に改め、「（申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、床面積（構造計算が行われた部分に限る。）の合計の区分（65の14の項の右欄(1)アからオまでに掲げる区分をいう。）に応じ、それぞれ同欄(1)アからオまでに定める額を加算した額）」を削り、同表

65の16の項の右欄(2) ア中「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1」を「同項の右欄」に改め、「(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)」を削り、同欄(2) ア(7) から(オ) までを削り、同表65の17の項中「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1」を「同項の右欄」に改め、「(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分(65の16の項の右欄(2) ア(7) から(オ) までに掲げる区分をいう。)に応じ、それぞれ同欄(2) ア(7) から(オ) までに定める額を加算した額)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表65の12の項の改正規定(「8の項の右欄1」を「8の項の右欄」に、「同項の右欄1」を「同項の右欄」に改め、「(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、65の11の項右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額を加算した額)」を削る部分を除く。) 平成27年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年6月1日

(経過措置)

2 改正後の盛岡市手数料条例別表8の項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)以後にされる建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による確認の申請(建築設備(同法第87条の2の建築設備をいう。以下同じ。)に係る部分を除く。以下同じ。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による計画の通知(建築設備に係る部分を除く。以下同じ。)に対する審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の盛岡市手数料条例別表8の2の項の規定は、第2号施行日以後にされる建築基準法第

86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた同法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

4 第2号施行日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の盛岡市手数料条例別表65の12の項から65の17の項までの規定は、第2号施行日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出に係る審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項及び第54条第2項の規定に基づく申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

設計住宅性能評価書の写しを添付して申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を定めるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、建築物に関する確認申請等手数料等の額の改定等をするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について
盛岡市財政調整基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例

盛岡市財政調整基金条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「盛岡市浅岸字大志田川54番1の内」の次に「及び54番6」を加え、「119.18」を「117.97」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基金に属する山林の一部を売却したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例

(盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和57年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「改築をする場合」の次に「, 移転(基準時(法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について, 法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定(当該規定が改正された場合においては, 改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものに限る。)をする場合」を加え, 同条第2号中「(法第3条第2項の規定により, 前条第1項の規定の適用を受けない建築物について, 法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定(当該規定が改正された場合においては, 改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)」を削る。

(盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部改正)

第2条 盛岡市特別用途地区建築制限条例(平成7年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「改築をするとき」の次に「, 移転(基準時(法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について, 法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定(当該規定が改正された場合においては, 改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものに限る。)をするとき」を加え, 同条第1号中「(法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について, 法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定(当該規定が改正されたときは, 改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は, 平成27年6月1日から施行する。

提案理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に伴い, 既存の建築物に関して制限を緩和する建築

行為として敷地内の移転を加えようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について
盛岡市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例

盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正に伴い、除害施設の設置等の基準を改めようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「措置」を「措置等」に改める。

第7条中第4項を第9項とし、第3項を第8項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定に基づく意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定に基づき命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを告示しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際し、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

第7条に次の1項を加える。

10 第1項の規定に基づく命令については、盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（空き家等対策計画）

第11条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、及び前条の施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等に関する対策についての計画（以下「空き家等対策計画」という。）を策定するものとする。

（協議会）

第12条 法第7条第1項の規定に基づき、並びに空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関

する協議を行うため、市長の諮問機関として盛岡市空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第13条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長を除く委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 協議会は、市長が招集する。

第15条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の制定に伴い、措置命令をする場合における意見書等の提出及び公開による意見聴取の手続を定めるとともに、空き家等対策計画を策定し、盛岡市空き家等対策推進協議会を設置しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市暴力団排除条例について

盛岡市暴力団排除条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のために講ずる措置その他市の施策について必要な事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

- 2 市は、暴力団排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運

営に資することのないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者に対する支援)

第6条 市は、市民及び事業者が暴力団排除に関する活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(普及啓発)

第7条 市は、市民及び事業者が暴力団排除の重要性についての理解を深めることができるよう、暴力団排除に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(公の施設の使用の不許可等)

第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができる。

(利益付与処分に関する措置)

第9条 市長、地方公営企業の管理者、教育委員会(以下「市長等」という。)及び指定管理者は、次に掲げる者(以下「暴力団員等」という。)に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分(前条及び次条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。))に規定する処分並びに法律(これに基づく命令を含む。)、県の条例若しくは規則又は市の他の条例若しくは規則の規定により暴力団排除の措置が講じられている処分を除く。以下「利益付与処分」という。)をしないものとする。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(3) 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの

(4) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの(前号に該当するものを除く。)

2 市長等及び指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。

(市の財産の貸付け等の禁止)

第10条 市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、暴力団員等に対し、地方自治法第238条の4第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく行政財産の貸付け又はこれに対する私権の設定をしないものとする。

2 市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、暴力団員等に対し、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可をしないもの

議案第 25 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表市営青山三丁目アパート2号館の項の次に次のように加える。

市営青山三丁目アパート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火4階建
----------------	----------	-----	-----------------	---------

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート4号館を設置しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例

盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「保育所」を「この条例に定めるもののほか、保育所」に、「規則で」を「市長が」に改め、同条を第7条とし、第2条を第3条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用者負担額）

第4条 利用者負担額は、月額6万6,000円を超えないものとし、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定による政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

2 支給認定保護者は、毎月末日（その日が盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までにその月分の利用者負担額を納付しなければならない。ただし、当該年度内の利用者負担額を前納することを妨げない。

（利用者負担額の減免）

第5条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用者負担額を減免することができる。

（利用者負担額の不還付）

第6条 既納の利用者負担額は、還付しない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により利用者負担額が前納された場合、前条の規定に基づき利用者負担額を減免した場合その他特別の理由があると市長が認めた場合については、この限りでない。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところによる。

2 この条例において「利用者負担額」とは、盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）第13条第1項の規定により、市が設置する保育所が特定教育・保育（保育に限る。）を提供した場合に支給認定保護者から支払を受ける利用者負担額をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、市が設置する保育所に係る利用者負担額について定めようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について
盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「3万1,500円」を「3万7,000円」に改め、同条第2号中「3万1,500円」を「5万1,900円」に改め、同条第3号中「4万7,200円」を「5万5,600円」に改め、同条第4号中「6万2,900円」を「6万3,000円」に改め、同条第8号中「11万100円」を「14万4,500円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「9万4,400円」を「12万5,900円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「7万8,700円」を「9万6,300円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「次号イ又は第9号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円

- ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

第3条第5号中「7万2,400円」を「8万8,900円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「第8号イ又は第9号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第12条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、当該事業の実施のために必要な体制を整備し、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

3 盛岡市訪問介護等手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第8条の2第2項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項」に改め、同条第2項中「法」を「整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法」に改める。

第3条第2項第1号中「法第8条の2第2項」を「整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項」に、「第53条第2項第1号」を「整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号」に改め、同項第2号中「法第53条第2項第1号」を「整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号」に改める。

提案理由

平成27年度から平成29年度までの介護保険料の保険料率を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業について実施のために必要な体制を整備する期間を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

盛岡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(休日、休暇等)

第2条 教育長の休日、休暇等については、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、任命権者が行う休日における勤務の命令、休日に代わる日の指定及び休暇に係る承認は、教育委員会が行うものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、盛岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第12号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、任命権者が行う職務に専念する義務の免除に係る承認は、教育委員会が行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は、適用しない。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 29 号

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について
盛岡市アイスアリーナ条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例
盛岡市アイスアリーナ条例（平成元年条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表第2号の表中備考9を備考10とし、備考8の次に次のように加える。

9 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

提案理由

冷暖房を使用する場合に冷房料又は暖房料を徴収しようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市アイスリンクの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市アイスリンク
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
 - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成27年 9月19日から平成31年 3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 31 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成27年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成27年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,258,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 岩手県陸前高田市高田町字並杉63番地
氏名 佐 藤 公 哉
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 32 号

盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡北部行政事務組合同規約（昭和39年岩手県指令39地第78号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 2 項の規定により協議するものとする。

平成27年 2 月 24 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

（盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約）

盛岡北部行政事務組合同規約（昭和39年岩手県指令39地第78号）の一部を次のように変更する。

別表（第15条関係）を次のとおり改める。

区分		負担割合				
		均等割	関係市町の区域の人口割	高齢者人口割	利用割	件数割
一般管理事務		% 15	% 85	%	%	%
し尿処理に関する事務		10			90	
介護保険料の軽減に要する経費		その市町の軽減に要する額の25%				
介護保険 に関する 事務	総務費	15		85		
	介護認定審査費	10		20		70
	給付費	その市町の保険給付総額の12.5%				
	地域支援事業費	15		85		
	住所地特例者に要する経費	その市町の住所地特例者に要する額の12.5%				

附 則

この規約は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。